ア　判断の基準は、指定製品の種類に応じて、同一の転換目標を目指すことが適切な区分ごとに設定する。その際、使用されるフロン類やフロン類代替物質の物理化学的な特性、当該指定製品の形状、寸法、構造、能力及び市場構造並びに関連する法規制等に留意する。

イ　目標値は、指定製品の区分ごとにおける製品出荷台数で加重平均した使用されるフロン類の地球温暖化係数、目標年度において使用されるフロン類が一定の地球温暖化係数を達成した製品の出荷割合等を基本的な指標として設定する。

ウ　目標値は、代替技術の安全性（燃焼性、毒性その他の人の生命、身体又は財産への危害に関するものをいう。以下同じ。）、経済性（価格、供給安定性、漏えい防止による経済的便益、回収並びに再生及び破壊に要する費用等を総合的に勘案したものをいう。以下同じ。）、性能（エネルギー消費性能（一定の条件での使用に際し消費されるエネルギーの量を基礎として評価される性能をいう。）を含む。）、新たな技術開発及び商品化の将来の見通し等に留意しつつ、指定製品の区分ごとに、上市されているもの又は上市の技術的見通しがあるものの中でノンフロン製品又は最も環境影響度の低いフロン類使用製品を計画的に普及できるよう設定する。

エ　既にフロン類代替物質を使用した製品又はフロン類を使用しない代替製品があり、フロン類を使用する必要のない用途については、フロン類の使用を期限を定めて規制する。

オ　目標年度は、新たな技術開発及び商品化の将来の見通し等を踏まえ、製品開発や設備投資に要する期間等の合理的な準備期間を考慮した上で設定する。

カ　基準設定の例外となる製品は、法律上の指定要件を満たさないものに限定する。

②　フロン類の使用状況や環境影響度に関する指定製品の使用者の認識を高め、ノンフロン製品及び低ＧＷＰ製品の導入を促進するよう、指定製品の製造業者等に対して、その使用者や消費者にとってわかりやすい表示の充実を求める。

③　指定製品の製造業者等に対して、充塡量の低減、漏えい防止及び回収のしやすさに配慮した設計や製造を求める。

④　①から③までに基づき定められる基準を踏まえた取組の進捗を効率的かつ効果的に把握し、当該基準が実効性あるものとすべく、指定製品の製造業者等は当該進捗について能動的に主務大臣に報告する。

⑤　判断の基準は、ノンフロン・低ＧＷＰ化に関する技術開発の将来の見通し等の事情の変動に応じて必要な改定をする。

⑶　第一種特定製品の管理者の判断の基準

主務大臣は、第一種特定製品の使用時の冷媒の漏えいを防止するため、第一種特定製品の管理者に対し、第一種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を求めるための判断の基準を以下のように定める。

①　第一種特定製品の管理者の知見及び能力の現状を考慮しつつ、実効的な漏えい量の削減がなされるよう、当該製品の適切な管理を求める。

②　適切な設置環境並びに使用環境の確保及び維持に配慮する。フロン類の充塡量が多い機器及び使用時における漏えいのリスクが高い機器については、使用時の冷媒の排出の増加に大きな影響を及ぼし得ることを踏まえ、中小事業者に過度の負担とならないよう配慮しつつ、冷媒漏えいに関して知見を有する者による定期的な点検の実施を求める。

③　点検等により漏えいが発見された場合には、可能な限り速やかに漏えい箇所を特定し、原則として、充塡する前に漏えい防止のための適切な措置を講ずることを求める。

④　定期的な点検及び漏えいの発見時における処理に関する結果の記録及びその保存を求める。

4　各主体が講ずべき事項

フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のため、関係する各主体は、法に基づき定められる基準に加え、下記に定める事項に沿って、必要な取組を講ずるものとする。

⑴　製造業者等に関する事項

①　フロン類の製造業者は、フロン類使用製品の製造業者等と連携し、安全性、経済性等に配慮しつつ、フロン類代替物質の技術開発及び商品化を行うよう努める。また、技術開発及び商品化した製品の安全性等の関連情報の提供に努める。

②　指定製品又は特定製品の製造業者は、フロン類の製造業者及びフロン類使用製品の管理者と連携し、安全性、経済性、性能等を確保したノンフロン製品及び低ＧＷＰ製品の技術開発及び商品化を行うように努める。また、ノンフロン化を達成した製品群については、その状態を維持する。さらに、技術開発及び商品化した製品の安全性等の関連情報の提供に努める。

③　特定製品の製造業者は、特定製品を設計し、製造する場合には、フロン類の充塡量の削減、一層の漏えい防止、回収のしやすさ等に配慮するよう努めるとともに、併せてこれらの情報を開示し、使用者の製品選択の際の参考情報として活用できるよう努める。

④　フロン類の製造業者等及び特定製品の製造業者等は、国及び地方公共団体における特定製品に使用されているフロン類の適正かつ確実な回収並びに再生及び破壊のために講ずる措置に協力して、フロン類及び特定製品に係る技術的知識の提供、フロン類の回収並びに再生及び破壊の促進に関する啓発及び知識の普及等に努める。

⑤　特定製品からのフロン類の回収の用に供する設備の製造を行う事業者並びにフロン類再生施設及びフロン類破壊施設の製造を行う事業者は、使用及び管理が容易で効率の高い設備及び施設の開発及び商品化に努める。

⑵　指定製品又は特定製品の管理者に関する事項

①　指定製品又は特定製品の管理者（一般消費者が管理者である場合を含む。）は、指定製品又は特定製品を買換え又は新たに購入する際、ノンフロン製品が上市されている場合はノンフロン製品、その他の場合は上市されているもののうち最も環境影響度の低いフロン類使用製品について、安全性、経済性、性能等も勘案しつつ、当該製品を購入することを検討し、可能な限りノンフロン製品又は低ＧＷＰ製品を選択するよう努める。さらに、ノンフロン製品及び低ＧＷＰ製品の開発及び商品化への協力に努める。

②　特定製品の管理者は、特定製品に使用されるフロン類の回収並びに再生及び破壊の意義及び法を遵守するために必要な知識について、従業員その他関係者に十分理解させるよう、様々な手段によりその周知徹底に努める。

③　他の者に委託して、フロン類又は特定製品の引渡しを行おうとする特定製品の廃棄等実施者は、フロン類の回収又は引取り及び再生又は破壊が適切に行われるよう、委託する他の者に対して、登録を受けた充塡回収業者又は引取業者及び許可を受けた再生業者又は破壊業者に確実に引渡しが行われるよう指示するとともに、適正な費用を負担するものとする。

⑶　特定製品又は特定製品に使用されるフロン類を取り扱う事業者に関する事項

①　第一種フロン類充塡回収業者及び第二種フロン類回収業者は、フロン類回収設備によるフロン類回収作業の開始前に、可能な限りフロン類が回収されるような準備作業を行う等可能な限り回収効率を高めるよう努める。

②　第一種フロン類充塡回収業者及び第二種特定製品が搭載されている自動車の整備を行う事業者は、整備に際しフロン類を充塡する場合には、フロン類の大気中への排出ができる限り少ない方法により行うように努める。また、知見を有する者の確保、養成等に努める。

③　第一種特定製品の整備を行う事業者は、整備に際し、それぞれの製品の特徴に応じた方法により、フロン類の大気中への排出をできる限り少なくするように努める。また、整備に際し、フロン類を充塡又は回収する必要がある場合には、登録を受けた第一種フロン類充塡回収業者に委託して行うことを徹底する。